

第百八十回国
参議院内閣委員会會議録第十一号

平成二十四年六月十九日(火曜日)

午前十時五十分開会

委員の異動

六月十五日

補欠選任

石橋

通宏君

平野

江田

五月君

藤本

祐司君

古川

俊治君

六月十八日

補欠選任

長浜

博行君

難波

水岡

俊一君

武内

則男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

芝 博一君

大久保潔重君

大野 元裕君

岡田 広君

一川 保夫君

岡崎トミ子君

武内 則男君

難波 奨二君

はた ともこ君

松井 孝治君

有村 治子君

山東 昭子君

中曽根弘文君

松村 龍二君

宮沢 洋一君

浜田 昌良君

江口 克彦君

事務局側

糸数 慶子君

常任委員会専門員

五十嵐吉郎君

参考人

北九州市長

北橋 健治君

弁 護 士

疋田 淳君

慶應義塾大学法

学部教授

小林 節君

本日の会議に付した案件

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(芝博一君) ただいまから内閣委員会を開会をいたします。

まず、委員の異動について御報告をいたします。

昨日までに、石橋通宏君、藤本祐司君、江田五月君、古川俊治君及び水岡俊一君が委員を辞任され、その補欠として平野達男君、難波奨二君、岡崎トミ子君、中曽根弘文君及び武内則男君が選任されました。

○委員長(芝博一君) それでは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、三名の参考人から御意見を伺います。

本日御出席をいただいております参考人の方々を御紹介いたします。

まず、北九州市長北橋健治君でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、弁護士疋田淳君でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、慶應義塾大学法学部教授小林節君でございます。よろしくお願いたします。

この際、御参考人の方々に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

参考人の皆様には忌憚のない御意見をお述べいただきまして、本案の審査の参考にさせていただきます。

また、発言の際は、挙手をしていただき、その都度委員長の許可を得ることになっておりますので、御承知ください。

なお、発言は着席のまま結構でございます。

それでは、よろしくお願いを申し上げます。

まず、北橋参考人にお願いをいたします。北橋参考人。

○参考人(北橋健治君) 座ったままで失礼をいたします。

大変国会お忙しい中、暴対法改正案につきまして国会議員の先生方に鋭意御審議を進めていただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

また、審議に当たられて、関係する地元自治体の意見を陳述するチャンスを与えていただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

まず、私からは、福岡県における暴力団の活動実態、そして県を挙げた対策から述べさせていただきます。

福岡県では、全国に二十一あります指定暴力団のうち五つの団体の本部が存在しております。

して、近年の暴力団などによる発砲事件の発生は福岡県が毎年のように全国ワースト一位となりまして、誠に憂慮すべき事態が続いております。

このような状況の中、昨年三月に、福岡県内におきまして経済界のリーダー宅に手りゅう弾が投げ込まれるという事件が発生いたしました。

これを契機に、福岡県、北九州市、福岡市、県公安委員会、県警察とでトップ会議を開催いたしました。

また、暴力団対策法の抜本的な改正などを強く要請していくことを決定いたしました。

暴力団撲滅に向けた体制を取る旨をその会議で確認をし、その後も機会あるごとに国に対し申入れを実施してまいりました。

これは、福岡県下の各地域におきまして、暴力団同士の抗争事件や、企業や一般市民を狙った銃撃事件が後を絶たないためであります。

このような状況は、県下の各地域におきまして、まず、発砲事件などの多発により住民へ不安と脅威を与え、都市の著しいイメージダウンを招いております。

その結果、県外ほかの地域に対しまして、いつ暴力団による抗争事件に巻き込まれるか分からない地域、一般の企業や市民を執拗に攻撃する悪質な暴力団がいる町といったイメージが広がり、企業進出や観光誘致など、地域の経済発展そのものに非常に暗い影を落としております。

中でも、私が首長を務めております北九州市に本部を置く指定暴力団は、事業活動などからの暴力団排除の動きに対し挑発的でありまして、自己の意に沿わなければ不特定多数の人を殺傷することもちゅうちょしなないなど、極めて卑劣な手口を繰り返してまいりました。

市民の間では、まさに暴力団というよりテロ集団である、そういった見方が広まっているのも過言ではありません。

私の町では、今年に入り、福岡県警察による暴

力団対策の更なる推進に加えて、四月の下旬からは、全国の都道府県警察からの警察官の応援によりまして、発砲事件発生地域の児童の見守りを始め、市内の治安確保のための活動を日夜行っていたのであります。事実、市内において、警視庁のパトカーを始め、地元ナンバー以外の警察車両によるパトロール活動や検問が至る所で実施されるなど、市民生活の安全確保の面では大変有り難い状況ではあります。しかし、これは同時に、一般市民から見ますと、やはり異常な事態と言わざるを得ない状況が続いているのも事実であります。

ここで、私の町に本部を置く指定暴力団の特徴が出ていられるケースを三つ説明をさせていただきます。

一つは、現在、県下で続く発砲事件のうち、北九州地区で発生した事件については、警察においても本市に拠点を置く指定暴力団の犯行と見て捜査が続けられているとお聞きしております。中でも、昨年十一月に発生しました建設会社役員の射殺事件、本年四月に発生しました元警察官への銃撃事件などは、いずれもいまだ市民が活動している夕刻過ぎや子供たちが通学している早朝の時間帯に住宅街で待ち伏せをして人を銃撃するという卑劣な犯行が平気で敢行されております。この常識では考えられない蛮行によりまして地域住民の生活は不安と脅威にさらされており、さらに直接人を狙うという行き着くところまでエスカレートした手口が平穩な地域生活に重大な影響を与え続けております。

二つの例であります。平成二十二年三月、福岡県暴力団排除条例の施行直前に、突如として組の名前が入った看板を掲げて事務所を設置いたしました。暴力団法施行以降、暴力団はその実態を隠蔽して活動する傾向にある中、まして県の暴力団排除条例が施行されれば設置自体が禁止される目の前の小学校、幼稚園の周辺にこれ見よがしに組名の入った看板を掲げるなど、常識では考えられない行動であります。

三つ目の例であります。私の町にとりまして忘れられない事件があります。平成十五年です。都心部の繁華街のクラブに手りゅう弾を投げ込んで、従業員ら十一名に重軽傷を負わせたという事件であります。これは暴力団放運動に積極的にかかわっていたクラブの経営者を標的としたものです。その手口は、手りゅう弾という兵器を使い、関係のない人まで巻き込んで殺傷する、断じて許されない卑劣を極めた犯罪であります。今回の改正法案について述べさせていただきます。

暴力団同士の抗争事件や暴力団によると思われる凶悪犯罪の抑止は、取締り強化や犯人の検挙が最も有効と考えられます。また、これらが住民の切実なる願いでもあります。この住民の悲願であります暴力団取締りの強化を盛り込んだ改正法案がようやく国会審議の段階に参りました。現在、福岡県下で指定暴力団同士の抗争事件が続いている地域にとりましては、この改正法案によりまして、特定抗争指定暴力団という新たな規制内容が盛り込まれ、既存の事務所使用制限の命令を発出できる範囲が広がります。

これに加えて、先ほど御説明のとおり、本市に拠点を置く指定暴力団は、一般市民に対する発砲を繰り返すなど更に危険な暴力団であるにもかかわらず、現行の暴対法では事務所の使用制限すら掛けられない状況が続いております。今回の改正法案によりまして、一定の場合に不当要求の直罰化や事務所の使用制限が掛けられる特定危険指定暴力団に該当することが明らかであります。また、先ほど事例として御説明した新事務所設置の際などは、行政が全面支援を行うとはいえず、周辺住民が矢面となって粘り強い撤去運動を展開する必要があります。そこで、今回の改正法案によりまして、代理訴訟という形で、適格団体が委託を受け、住民の事務所使用差止め請求を行うことができる制度が新設されます。事務所周辺住民の安全、安心の確保に極めて有効な内容が盛り込まれております。

以上のとおり、本改正法案は、北九州市を始め福岡県下の全域にとりまして大変に有難い法案であります。是非ともこの国会における成立をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上であります。

○委員長(芝博一君) 大変ありがとうございます。

次に、疋田参考人をお願いいたします。疋田参考人、お願いいたします。

○参考人(疋田淳君) 日本弁護士連合会の民事介入暴力対策委員会が先月まで二年間委員長をしておりました弁護士疋田でございます。大阪から参っております。

本日は、このような貴重な機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。私は、暴力団の被害に遭っている市民の方々とともに様々な活動をこれまで行っており、現場の弁護士の立場から暴力団対策改正案についての意見を述べさせていただきます。

日弁連民暴委員会は昭和五十五年に発足し、今年で三十二年目を迎えたところであります。その間、日弁連民暴委員会の弁護士を中心として、暴力団の被害に遭った市民、企業の代理人として暴力団員との交渉や訴訟の提起を行ったり、暴力団の被害を防止しようとする企業や行政からの相談に応じてアドバイスを行うなど、全国各地で様々な活動を行ってきたところであります。本日は、私も弁護士が行ってきたこうした活動のうち、今回の改正案と特に関係が深いと考えられます暴力団事務所撤去運動、企業対象暴力対策、行政対象暴力対策の三点から本改正案に対しての意見を述べさせていただきます。

まず、暴力団事務所撤去運動の観点からの意見を申し上げます。

弁護士が民暴対策として長年にわたって取り組んできた活動の一つに、暴力団事務所の使用差止めを求める訴訟の提起や仮処分の申立てがおります。暴力団事務所は、暴力団の対立抗争の際には拳銃や手りゅう弾などの凶器を使用した攻撃の標

的となったり、あるいは対立相手の暴力団員に対する攻撃の拠点となったりしており、また対立抗争が発生していない場合であっても、事務所は定例会等のため多くの暴力団員が集まる場所であることから、その周辺で生活する住民は、対立抗争の巻き添えになるのではないかと、あるいは暴力団員から何らかの危害を加えられるのではないかとといった恐怖にさらされながら生活しているのが現状であります。また、暴力団事務所が公然と市中に存在するというのも世界中でも類を見ない異常な状況であります。

こうしたことから、暴力団事務所の付近で生活している住民が、その生命、身体の安全を確保する権利、すなわち人格権に基づいて暴力団事務所の使用差止め裁判をするという方法が取られるようになりました。昭和六十二年に静岡地裁で暴力団事務所の使用を禁止する仮処分が認められたいわゆる一力一家事件を皮切りに、これまで暴力団事務所の使用差止めを認める仮処分や判決が多数出されております。こうした人格権に基づく暴力団事務所排除活動が各地で着実に成果を上げてきたところでもあります。

そこで、こうした地域住民と一体となった暴力団事務所の撤去運動にかかわる弁護士の立場から、本改正案についての意見を申し上げます。

まず、適格都道府県センターによる事務所使用差止め制度であります。先ほど申し上げましたように、暴力団事務所の使用差止めを求める訴訟手続では、住民が訴訟活動を含めた活動の前面に出るため、地域住民のリーダーが暴力団からの攻撃や嫌がらせを受けることがあり、実際にも平成十九年から二十年にかけて鹿児島県内で行われた暴力団事務所撤去運動では、事務所の前で向けて住民が結成した協議会の会長が路上で暴力団員に刺されるという事件が発生しております。また、平成二十二年から二十三年にかけて福岡県内で発生しました暴力団撤去運動では、撤去運動のリーダーの自宅に銃弾六発が撃ち込まれるという事件も発生しております。

そこで、この住民の精神的、経済的、肉体的負担を軽減するためには、暴力団事務所の差止めを求める事件を担当した弁護士との立場からとしては、都道府県暴追センターにこうした法的手段の当事者になってもらいたいという要望をかねてから申し上げておりました。今回の改正により設けられる適格都道府県センターによる事務所使用差止め請求制度は、こうした要望にこたえるものとして高く評価しております。

また、この制度では、適格センターが、任意的訴訟担当の仕組みにより、人格権の主体である地域住民に代わって訴訟を進行するという手段が取られています。これは、現行の民事訴訟法の枠内において、これまで蓄積された暴力団事務所撤去運動の成果を活用しつつ、これを更に一歩前進させるというものであります。非常に実用性の高い制度であると考えております。

また、この制度については、弁護士代理の原則との関係を整理しておく必要がありますが、本制度では、訴訟手続は弁護士に追行させなければならぬと明文で定められておりますので、この点については問題はないと考えております。

次に、特定抗争指定暴力団の指定制度であります。特定抗争の当事者であります暴力団の活動地域で生活する人々が最も恐れているのは、対立抗争の一環として行われる拳銃、手りゅう弾を使用した暴力行為の巻き添えとして自分やその家族が犠牲になるということです。

平成二十年から二十一年にかけて、九州誠道会との対立抗争を継続して行っております道仁会との暴力団事務所については、その付近住民が事務所の使用差止めを求める仮処分を申し立て、裁判所がその使用差止めを認めているところであります。こうした暴力団事務所の付近住民を始めとする暴力団の活動地域で生活する人々は、対立抗争が直ちに収束し、平穏な生活を取り戻すことを切実に願っているところであります。

今回の改正で設けられる特定抗争指定暴力団の指定制度は、こうした切実な願いにこたえようと

するものであり、その必要性は明らかであると考えます。もちろん、こうした規制を導入するに当たっては人権の保障という観点からも十分な検討を加える必要がありますが、この制度では、指定暴力団の中から特定抗争指定暴力団を指定し、その構成員に対する規制を強化するという仕組みを取っております。暴力団以外の団体が規制の対象となるおそれは全くないと言えます。

また、この制度によって、特定抗争指定暴力団の構成員は、対立相手の構成員に付きまといたり、その居室の付近をうろついたりすることが禁止されることとなりますが、こうした行為は类型的に特定抗争を誘発するおそれがあることから、禁止の対象とする必要があります。また、付きまといやうろつきといった規定は、他の刑罰法規においても用例があることから、構成要件の明確性の観点からも問題はないと考えます。

次に、企業対象暴力の観点からの意見を申し上げます。暴力団は、依然として企業に対して物品等の購入や寄附金などの不当要求をしている実態があります。企業に対するアンケート調査においても、このような企業対象暴力の被害を受けたことがあり、このよう回答がたぐき寄せられております。民暴対策にかかわる弁護士としては、このような暴力団の不当要求に対する被害を防止するため、企業に対して対応要領のアドバイスを行うなどの取組を行ってきたところであります。

近年は、企業の側においても、暴力団員との取引を行うことによって社会的信用を失うなどの損失を被ることが強く意識されることになって、暴力団との関係遮断がその社会的責任であるということが強く自覚されることになってきたところがあります。これを受けて弁護士役にも変化が生じてきておりまして、企業に対する個別の不当要求事案を拒絶する代理人としての役割を果たすだけでなく、各企業が使用する契約書において、相手方が暴力団員であることが判明した場合に契約の解除を行うことができるいわゆる暴力団

排除条項、暴排条項の導入の検討、そして暴排条項に基づく契約の解除など、その活動領域を広めているところであります。

このような動きを受けまして、日弁連民暴委員会を中心として、証券業界、銀行業界等の各業界との連携も図っております。私も、平成九年から約十年間、整理回収機構の顧問として暴力団からの債権回収を担当してまいりましたが、その経験上、暴力団の資金源を遮断する必要性を痛感しております。

そこで、企業対象暴力にかかわる弁護士の立場から本改正についての意見を申し上げますが、まず特定危険指定暴力団の指定についてであります。先ほど申しましたように、近年、暴力団の関係遮断が企業の社会的責任であることが自覚されるようになり、また、全国でいわゆる暴排条項が施行され、暴力団の資金獲得活動がますます困難になってきていることから暴力団の側も危機感を強めており、暴力団の不当要求に応じない企業関係者に対してその凶暴性をあらわにする傾向が見せているところであります。先ほど北九州市長がおっしゃられた事例は、まさにそのとおりだと思います。このような事案の発生は北九州地区に限られるものではありません。平成二十二年には名古屋市中でも、みかじめ料の支払を拒絶した飲食店にガソリンをまいて火を付け、従業員三名を殺傷するという悲惨な事件が発生しております。

このような暴力団の凶悪化の傾向は、企業や住民に対して著しい恐怖感を与えるだけではなく、企業による健全な経済活動をも脅かすものであります。このような暴力団による凶悪な行為に対する規制は多くの企業や住民が切実に願っているところでもあります。今回の特定危険指定暴力団の指定制度は、このような観点から、特に危険な暴力団の暴力団員に対する規制を強化するものであり、その必要性は極めて高いものと考えます。

この特定危険指定暴力団の指定によって都道府県公安委員会が指定した警戒区域内で不当要求を行った構成員は、行政命令を介することなく直ちに

に罰則によって処罰されることとなりますが、特に危険な暴力行為を繰り返すおそれがある暴力団員に対しては規制強化によってその暴力行為を抑止する必要があります。また罰則をもって禁止される行為は既に暴対法において禁止行為として定められている暴力的要求行為であることから、規制の内容としても妥当なものであると考えます。

次に、指定暴力団員による不当な取引要求に対する規制強化であります。先ほど申しましたように、近年、暴力団との関係遮断が企業の社会責任であるということが自覚されるようになったことから、暴力団との取引を拒絶したいと考える事業者が増加しているところであり、暴力団員がそのような取引を拒絶する事業者に対して、その意思に反して取引を強制しようとする動きも見られるところであります。

今回の改正では、暴力団員が一定の取引を拒絶する事業者に対して暴力団の威力を示して取引を要求する行為が新たに禁止されることとなります。これは暴力団との取引拒絶をしようとする事業者の自由な意思を保護するものであり、そのような事業者の意思に反して暴力団の威力を示して取引を強制しようとするものは明らかに不当な行為であることから、妥当な改正内容であると考えます。

また、今回の改正では、暴力団員に不当な利益を得させないという事業者の責務規定を新たに設けることとされていますが、暴力団との取引を拒絶しようとする事業者にとつてはこのような取引拒絶の法的根拠が設けられることは大変強いものであります。他方で、本規定はあくまで事業者の自主的な取組を後押しするための努力義務規定であることから、これによって事業者の経営活動、経済活動が不当な制限を受けるということはなく、妥当な改正内容であると考えます。

最後に、行政対象暴力対策の観点から意見を申し上げます。行政対象暴力とは、暴力団員が暴行、脅迫等の不当な手段によって行政庁に対して違反又は不当

な行為を要求する行為であり、バブル崩壊後の企業における暴力団対策の進展を受け、暴力団がいまだ危機管理対策が十分でなかった行政に対してその矛先を向けるようになったものであります。このような行政対象暴力は、行政の透明性と公正さを損ない、公権力が暴力に支配され、公的な財産が暴力団に利用されることを意味するものであります。公正な社会の実現を妨げる不当な行為であることは明らかであります。

そこで、各弁護士会の民暴委員会では、平成十年ころから行政に対する暴力の実態について研究するとともに、地方公共団体とともにこれに対する対応策を検討するなど、行政と一体となつてこうした行政対象暴力の防止のための取組を進めていたところであり、私自身も、大阪府下の自治体の顧問弁護士をしてありますが、行政対象暴力への対応は日々行つております。平成十九年に日弁連が行つたアンケートによれば、平成十四年のアンケートと同様に、地方公共団体の職員の約三割が暴力団員による不当要求の被害を受けているという実態が明らかになつていて、ところでもあります。暴力団員による行政対象暴力は、今後も様々な形態を取りながら敢行されることと思われま

す。今回の改正では、国等の公共工事に関する暴力的要求行為の規制を国等が行う入札や契約全般に拡大することとされていますが、様々な手段を用いて行政に対して不当な行為を行い、経済的な利益を獲得しようとしている暴力団の活動の実態を踏まえれば、行政対象暴力の規制に抜け穴が生じないようにする必要があり、妥当な改正内容であると考えます。

また、今回の改正では、行政に暴力団排除活動に努める責務がある旨を明記することとされていますが、近年の民間における暴力団排除活動の機運の高まりに鑑みれば、行政が率先してその範を示す必要があり、また、そのような責務を明記することは行政対象暴力による被害を防止するという観点から非常に意義があることから、妥当な改

正内容であると考えます。私からは以上でございます。ありがとうございます。

○委員長(芝博一君) 正田参考人、ありがとうございます。

次に、小林参考人をお願いいたします。

○参考人(小林節君) 私は現場の首長でも日弁連の活動家でもありませんので、憲法学者としてこの法案を見ていただきました。こういう法律が必要だという社会的事実関係、いわゆる立法事実については今お二人の参考人がおっしゃつたとおりでありまして、要するに、社会の変化に伴つて危険な団体もやり方を微妙に変えてきておりますから、罪刑法定主義の観点からいけば、それも駄目だよ、それも駄目だよときちんと規定してあげないといけないわけで、そういう意味で今回の改正は妥当な改正であると思ひます。

ただ、二点、疑問をというより問題提起をさせていただきます。

先ほど正田先生のお話にもありました、事業者の、暴力団員に不当な利益を得させることがないようにという努力義務規定、これは正しいと思ひます。制度そのものは、つまり、暴力団との関係を断ろうとする人に法的根拠を与える、正しいと思ひます。ただ、業界によつては、例えばはつきり言う銀行なんですから、銀行というのは実にデیفエンス的な業界で、組織としても落ち度を好まない。ということは、組織員は自分のデスクで落ち度を好まないのだから、ということをしていろいろやってしまふところでありまして、たまたま先週、ああ、なるほど、こういうことがあるんだと。

大阪の事例なんですけれども、知つたんですけれども、要するに、企業舎弟ということが明らかになつて、しかもそれが犯罪になる行為をしたのでばかつかつたんです。ある会社が乗つ取られて、ある組に、そこを注目していた警察が違法行為を見付けてその関係者を捕まえたんですけれども、それも社会で活動している会社ですから

乗つ取られる前からいろんな取引があつて、その善意で取引していた会社に送金がなくなつてしまつた。つまり、集金を代行してもらつていたんですけれども、その会社の役員が捕まつたために銀行が一切止めてしまつた。そうすると、善意の第三者に二か月お金が来ないという形が飛んでしまつて大変なことになる。そのとき、善意の第三者でありますという証明が大変なんです。ただ、銀行員としては後で自分の落ち度になりたくないから、何というか、悪魔の証明みたいなことを要求する、あなたの方、きれいであることを証明してください。これ大変なことでありまして、一次的には、たまたま検挙した警察当局にきちんと正式にお話しして、この会社は関係ないと認識しているということを言つていただいて事なきを得たんですけれども。

たまたま弁護士個人の個人的人脈でやるのではなくて、この努力義務が過剰規制になつてしまつた場合の救済措置をどこかに用意しておかれたらよろしかろう。つまり、暴力団の資金源を断つことはとても大事なことで、これは絶対否定する理由がありません。だけれど、暴力団も社会で存在しておりますし、企業を乗つ取つて侵食したりしているわけでありまして、そのとき、乗つ取られる前のまともな会社と善意で取引していた人がおられる食らつてしまふ、これを公式に救済する手続をお考えいただきたいのが一つです。

それから、迅速果敢にやらないと、彼らは過激で、先ほどのお二方の御説明のように、本当に私達がその地域に住んでいないでよかつたと思うほど恐ろしいことが起きていくわけでありまして、でも、だからといって、法案では、指定したり命令したりする手続に、行政手続法三章、すなわち告知と聴聞ですね、ノーティス・アンド・ヒアリング、要するに、国家権力が国民に対して自由を制約しようとする場合には、前もつていかなる理由であつたにかなる不利益を与えようとしているよということを告知して、逮捕状だつてそうじゃないですか、それに対して本人に構えて抵抗する

チャンスを一且あげるんですね。フェアプレーの精神です。

法の世界というのは、御存じのとおり、戦争の世界、武士道の世界から、武器を捨てて六法全書で闘うわけでありまして、そういう意味で、基本的にはスポーツや戦争と同じフェアプレーの精神がありまして、その告知と聴聞、つまりノーティス・アンド・ヒアリング、告知と、聴聞と弁明ともいろいろ言ひますけれども、この制度は、憲法三十一条、明治憲法じゃなくて日本国憲法で初めて導入された、すなわちアメリカ合衆国憲法の修正の十四条とか修正五条、元々はマグナカルタにたどり着くんですね。つまり、国際社会の常識でありまして、特にアメリカというのは多民族国家であるから、内容の一致がなかなか難しいから手続をきちんと踏むという習慣ができて、それが今世界のスタンダードだと思うんです。

何を言いたいかというと、告知と聴聞の手続を入れることによつて引き延ばしをさせると言つて入るんではありません。それは、引き延ばしをさせない手続の取り方であると思ひます。全くこれがないと、例えば、急に話飛びますけれども、在日米軍の地位協定の問題なんかで、米軍の被疑者に対する裁判権なぜ日本に与えないかという議論の中に、人権の保障されたアメリカ人を日本の当局に与えたら何されるか分からないという日本野蠻な国家論が前提にあるんですね。そういう意味で、相手がいわゆる彼らでいうところのマフィアであるからといってデュー・プロセスを与えないというのはいささか野蠻に見えるのではないかと。だけれども、それは、法制局もありまして、日本の衆知をもつて引き延ばしに使わせないという工夫をした上でこのデュー・プロセスはきちんとお踏みになつた方がよろしいんじゃないかということを申し上げたいと思ひます。

それから、話戻りますけど、よく、私も六十三年以上日本で暮らしておりますので、いろんなところにいる人の方にお会いする。幸い大学人という気安さで取引がないものですから、現役の組長

さんだと称する方といういろいろお話ししてみたりするんですけども、言い訳としては任侠道なんですね。強きをくじき弱きを助けてどが悪いと。ただ、それはおかしいと思います。つまり、清水次郎長さんの時代は法治国家がなかったわけですから、つまり、人によって権力が恣意的に行使される人治政治の時代でありましたから権力が間違っていることも露骨にあつたわけで、そういうときに、正しいけど弱い人を助けて、強いけど悪い人をくじくという清水次郎長は存在理由があつたと思うんですね。

ただ、明治以降、日本は近代、現代、法治国家として歩んできているわけですから、この法治国家において何か社会的危険が発生したら、それはあくまでも法制度の作用として処理すべきであつて、何かボランティア暴力団体に委ねるというのはあり得ない話でありまして、よくこの暴対法のおかげで外国のマフィアが日本にのさばるようになったという議論をされますけど、それはそれで新しい危険に法治国家として新しく対応すればいいだけであつて、だからやくざ屋さんに改めて何か自由を与えるという話ではないと思うんです。よくこういう議論をちまたで聞きますので、これを補足させていただきました。

時間が残っているようでございますけど、私の意見は以上でございます。

○委員長(芝博一君) 小林参考人、ありがとうございます。

以上で参考人の方々からの意見の聴取は終了をいたしました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

○はたととも君 民主党のはたとともでございます。今日は、参考人の先生方、貴重なお話をありがとうございました。

正田参考人からの現場の生の声、また先輩国会議員でもあられる北橋参考人、まさに重大な脅威にさらされておられる、その危機の迫る当事者の

切実な御意見、受け止めていただきました。一刻も早くこの法案、成立させていかなければならないと思つていらっしゃると思つております。

私からは大きく三つ伺いたいと思つております。

現在大きな政策課題となつております生活保護の問題と暴力団との関係でございます。

北橋参考人と正田参考人に伺います。

暴力団関係者の不正受給の実態はあるのか、また、暴力団等によるいわゆる貧困ビジネスなどについてどのようにお考えになつておられるのか、御所見を伺います。

また、小林参考人におかれましては、憲法二十五条と生活保護の関係について御所見を伺いたいと思ひます。

次に、二点目でございます。

北橋参考人と正田参考人に伺います。

私は薬剤師でございます。違法ドラッグ、また脱法ドラッグの問題がこのところ大きくクローズアップをされてきているところでございます。

大阪の福島区の商店街の車の暴走、テレビの映像が本当に頭に焼き付いておりますけれども、この違法ドラッグ、脱法ハーブの店舗及びインターネット販売等について暴力団の関係者の関与の実態があるのかないのか、またそういったところで実感をお感じのところがあれば御所見を伺いたいと思ひます。

最後に、三点目といたしまして、小林参考人に伺いたいと思ひます。

国際組織犯罪防止条約関連で、組織犯罪対策法の共謀罪については私は強く反対をする立場なんでございますが、暴力団対策法の今回の特定抗争指定暴力団などはむしろ参加罪を検討すべきではないかと考えておるんですが、先生の御所見を伺いたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長(芝博一君) それでは、まず、幾つかの質問がございましたけれども、一点目からお願いをしたいと思います。北橋参考人。

○参考人(北橋健治君) 生活保護との関係で御質問がございましたが、手元に数字は持つておりませんが、この制度が始まつて、時折暴力団の関係者が不正受給していたという実態が明るみに出る、あるいはそれを摘発するということはこれまでも多々ございました。

本市の場合、孤独死ということで全国に数年前報道されたことをきっかけに、改めて丁寧に対応するということが、不正受給は絶対に許してはいけないということと、鋭意取り組んでおりまして、目を光らし、貴重な税金を使うことから、やつておりますけれども、市民の中には、そういう関係者がいるんじゃないかといううわさは時折聞きますし、そして、もしもそういう実態があれば調べて排除するということは不転の決意で続けております。それは、福岡県下どこも同じだと思つております。

貧困ビジネスとかかわりにつきましては、捜査当局がその辺の情報は詳しくお持ちだと思ひますが、いろんなところで活動をしているやに報告を聞いております。そういう意味では、私ども行政としてできることは、事務事業、公共事業以外にもいろんな事務事業がございしますが、その全ての分野を見直しをして、そこから暴力団を排除するという規定、規則を一項目ずつ全部立てて、本市の場合も実行いたしております。

したがしまして、市の事務事業からそういうようなことがない、絶対に介入されないように、それは福岡県、それぞれの自治体、懸命に頑張つてるところです。

詳しい実態は、よろしければ当局の方に聞いていただければと思ひます。

○委員長(芝博一君) それじゃ、引き続きまして、正田参考人に生活保護と貧困ビジネスについてお願いいたします。

○参考人(正田淳君) 私、先ほども言いました、大阪から参つておりまして、御存じのとおり、大阪は大変な生活保護受給率、西成区においては四人に一人というような、ちよつと考えられないような数字の、非常に深刻な状況になつておりますが、御存じのとおり、生活保護領域から暴力団関係者を排除するというのは既に厚労省通達で発出されております。そして、各自自治体において、窓口業務を通じて警察への照会を行うことによつて未然に防ごうとはしております。しかしながら、なかなかやはり保護の申請数が多いことから、これを適正に排除するところまでには至つておりません。実際にも、詐欺で刑事立件されたものが多々実際問題としてございます。

また、昨年、宮崎市におきましては、暴力団員であるという照会を受けてこれを排除したところ、裁判を起こされました。一番では暴力団員性が認められませんでしたけれども、実はその者が携帯電話を五台持っていたりとか、人にお金を貸していたりとか、高額のマンションに住んでいたとか、そういう金貸しまでやつていたと、そういう実態が警察当局の捜査によつて判明して、本年三月に福岡高裁宮崎支部で、宮崎市の主張、つまりその者が暴力団と関係あるということとで生活保護を打ち切るという判断が示されております。

非常に難しい問題ではございますけれども、今後とも、これは各自自治体として各警察において取り組んでいかなければいけないものだと思います。

また、貧困ビジネスに関しましては、これは囲い込みという言葉がありますように、実態としてございします。これがいわゆる暴力団の資金源になつていくかどうかというのは、なかなか立件事案が少のうございします。その実態は分かりませんけれども、しかし、全く暴力団と関係のない一般の方がこのような囲い込みビジネスというものを果たして行つてあろうかということを考えると、やはり暴力団の関与が強く疑われるのは事実だと考えております。

違法ドラッグ・ハーブですけれども、非常に社会的な問題となつておりますけれども、やはり覚醒剤を始めとして違法薬物を暴力団がシノギにする

るといふのはもう昔から行つておるところでございまして、昨今問題となつておりますこの違法ドラッグ・ハーブにつきましても暴力団の関与が強く疑われるのではないかとふうに考えております。

以上です。

○委員長(芝博一君) ありがとうございます。

それじゃ、小林参考人、お願いいたします。

○参考人(小林節君) 生活保護費の法的性質の話なんですけれども、ちよつと周りの話になつて恐縮ですが、日本国憲法では国民を主権者と決めている、国のあるじ。そして、二十七条で勤労の義務を課して、自分で働いて自分で稼いで納税して、納税の義務、国と家族を支えなさいと書いてある。そして、憲法二十九条で、資本主義国家である、つまり財産権の自由を保障している。二十二条で職業選択、営業の自由を保障している。こういう前提である以上、やはり自分の生活は第一次的には自分で賄う。

ところが、世の中には運、不運もありますから、何か戦いに負けてしまった場合、これは自由の結果で、じゃ、飢えて死になさいというのは余りに切ないもので、人間である以上、敗者復活する努力の過程、国が面倒見てあげよう。つまり、生存権というのは二次的権利であるというのが標準的見解であると思うんですね。

幾つか自分の選択肢の中に、あつ、これもある、福祉事務所に行けば金くれるんだって、俺困つてから、そういう乗りで持ち込んでいいものではないということをお願いいたします。

それから、共謀罪につきましては、あれはもうふざけた話で、法学的には、何か酒場のカウンターであいつ気に入らないのでやつちまおうかと言つただけで捕まっちゃうわけでありまして、いや、本当に、冗談みたいな話だけど、本当そういうわけで、やつぱり法学的には共謀罪などというのはあり得ない話で、実際に人間の行動に出たときに打つという意味では、参加罪というお考えは誠にものともだと思ひます。

以上です。

○はたとも君 もしよろしければ、北橋参考人にも違法ドラッグ、脱法ハーブについて御意見があれば伺いたいと思ひます。

○参考人(北橋健治君) よく覚醒剤でありますとかあるいはシンナーということで暴力団が活動資金にしているというところは、これまで摘発され、我々も当局と一緒に頑張って対応しているわけなんですけれども、最近の新しいタイプにつきましても情報としては耳にいたしますけれども、基本的には県警察と自治体が緊密に連携を取り合つて対処していくということの中の情報しか持ち合わせておりません。

○はたとも君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(芝博一君) 以上、はたとも君の質疑を終了いたします。

続きまして、松村龍二君。

○松村龍二君 今日、どうも御苦労さまでござい

ます。実は私、昭和三十六年に警察庁から大阪府警に勤務しまして、暴力団の対立抗争が大変激しい時期の大阪にいたことがあるんですけれども、その大阪でも、いわゆるドスでお互いを殺し合う、また報復として散弾銃を撃ち込む、あるいは拳銃が使われるといったことであつたわけなんですけれども、今回の福岡の例を見ますと、北九州市の例を見ますと、数年にわたつて手りゅう弾が使われている。ちよつと大阪の経験からしても、考えも付かないような凶暴な武器が使われていると。

それから、現職の警察官に対して刃向かう、抵抗する、刃物を持つて、凶器を持つて刃向かうというところはなかつたわけですが、今回、四月に警察のOBでセンターに勤務している方に対して拳銃を撃ち込む、瀕死の重傷を負わせるというような事件があつたわけです。

そういう意味において、驚きを禁じ得ないわけですが、ここまで来ますと、日本の暴力団というもののが非合法化、暴力団の存在そのものが合法で

はないといふふうにすることも検討されていいのではないかなと。過去の警察の歴史においても、時折、警察庁長官とか刑事局長というような立場の方が非合法化してみたらどうかというような、そういうことで動いておられたということも聞いたことのあるわけですが、なかなか非合法化というのは問題が、今具体的な検討の段階には上らないわけですが。

北橋健治先生にまず伺ひするわけですが、今回の法改正を非常に熱心に動かしおられたということで、今回このような法改正を見るわけでございますが、この法改正によつて一応満足するようないふふな状況になつたといふふうにお考えなのか、まだこの点が十分であるといふふうにお考えなのか伺ひします。

また、先ほどから申しております暴力団を非合法化するという点についてどのような御意見をお持ちか伺ひさせていただきますと思ひます。

○参考人(北橋健治君) 先ほど、福岡県、北九州市、福岡市、県の公安委員長の四者で議論を重ねまして、そして暴力団から市民生活を守るための要望書を政府に提出したと申し上げたのでありますが、その中で最初に書かれていたのがこの暴対法の改正でございます。それは有益なことだといふふうにも思つておりますが、しかし、非常に巧妙な手口で活動を展開している状況を考えますと、私ども地元自治体の気持ちとしては、それは重要な一環ではあるけれども、さらに対応をしつかりとすべきであるといふように思つております。

その一つは、果たして現在の捜査手段というもので、この現在の、市民を狙うようなそういう暴力団の対策で十分であろうかと。やつぱり新たな捜査手法の開発というものが欠かせぬのではないかと自治体としてもそういうふうに思ひます。

それからもう一つは、国民は皆納税の義務を負います。そして、所得を隠したり不正なことをしますと、国税庁、税務署から厳しく指導を受けるわけでございます。そういった意味で、暴力団の

所得といふものについて、調査はされているとは思ひますけれども、いま一度、その調査、徴収の徹底といふものが必要ではないかと、そのように思ひます。

それから、自治体はあらゆる業務について、全ての業務について暴力団を排除する規定を設けております。それに対して、各省庁、国がそれぞれの事務、許認可事務を全部見直しをしてそういった規定を置いていくかどうかという問題であります。

そういったことを総合的に対応する必要がある、その第一歩として今回の法案を評価をしていくところでございます。

○松村龍二君 どうもありがとうございます。

欧米においては非常に日本にない捜査手法でいろいろ捜査が行われているということで、新たな捜査手法についての言及は大変強い御意見であろうかといふふうに思ひます。是非これを、まあ口では新しい捜査手法と国家公安委員長とか法務大臣とか、そういう方も言われるんですけども、それじゃ具体的にそういうことを実現する動きがあるかといふと、なかなかそこまで行つていないという感じがいたしますので、今後ともそのような御意見を主張いただき、共に協力してそのような日が実現することを期したいといふふうに存ずる次第です。

次、疋田先生にお伺ひするわけですが、民事介入暴力のお仕事を長らくしておられたということで、大変な御苦労を重ねられたといふふうに思ひます。先生の発言の中から、このような捜査手法がやむを得ない、当然であるといふふうな御発言がいろいろ得たわけでございますが、この問題、この法律が検討の段階に上がつてから、学者とか言論人とかそういう方から、あるいは暴力団の人からこの法律は憲法違反であるといふふうな言論がなかなかかまびすしいわけですが、先生自身からそのような御意向は全くなかつたということでございますが、先生はこれが憲法違反だといふような発言に対してどのようなお考えを

持たれているのか、先生は憲法違反だといふような発言に対してどのようなお考えを

ざるを得ないと思います。理由は、事実関係の問

権の結社の自由を侵害をするおそれがあると危ぶ

いて福岡地裁の久留米支部が認めないということ

出て隣に暴力団組長が座っている状況の中で果た

して一般市民の方がどういう精神状態の中で証言できるかと考えたときに、これはビデオリンクという手続規定がきちんとございますから、このビデオリンクで、別室でビデオリンクによって調べるという手続を当然取るべきだと思います。

久留米の事件では、遮蔽措置という形で傍聴席との間の遮蔽措置はとりましたけれども、実際、久留米の事件の道仁会は組長本人が弁護士と一緒に当事者席に座っているわけですので、住民が証言をするときに真横に暴力団組長がおるとい、そのような異常な状況の中でされておるとい、そこから考えますと、これはもちろん個々の裁判所の裁判官の訴訟指揮に属することではありませんが、現行法でも私はビデオリンク方式、遮蔽措置は全てこのような暴力団関係訴訟では適用できるというふうに考えておりますので、これは是非とも裁判所に対してはその方向で取り組んでいただきたいと、そういうふうに思っております。

○委員長(芝博一君) 続きまして、小林参考人、お願いいたします。

○参考人(小林節君) 他団体へ適用されるおそれは、今、疋田先生のおっしゃったとおりです。

それから、善意の第三者が巻き込まれた場合の手続については、私のイメージとしては、公安委員会がその団体を指定したりするわけですから、公安委員会に善意の第三者が、私、善意の第三者でしようとして立てて公式に認定してもら、そういうヒアリングの手続を置く規定を法律の中に入れておけば制度はできるんじゃないかと。

それから、さっきのついで立ての件ですけれども、三権分立とおっしゃいましたけれども、ですから、現行法でも私はできると思いますので、弁護団の頑張りも一つですけれども、裁判官によって適用にばらつきがあるのであれば、そこそこ三権分立ですから、立法府でこういう場合はこうしますと書いてしまえばいいんです、法律に。そうすれば裁判官によって裁量でなくなるんじゃないですか。これは、国権の最高機関ですから国会でなさったらいかがかと思えます。

○委員長(芝博一君) 続いて、北橋参考人。

○参考人(北橋健治君) 二年前に、県の暴排条例の直前に駆け込みで小学校と幼稚園の前に暴力団組事務所看板が掛かったと、それを外すためにみんなが立ち上がったときに、自治会のリーダーの家に何発も銃弾を水平に撃ち込んだという、そこで市民は覚悟を決めて、安全、安心のために立ち上がり、と決意して一年掛かりでようやく撤去させたという運動を御紹介申し上げました。

私もそのとき脅迫状を一通受け取った一人でございます。みんなと一緒に一年間頑張つてみて、平穏な生活の中で頑張つていらつしやる地域住民の方が、拳銃発砲事件のような凶悪犯罪で裁判所に出るときに一体どんな思いになるだろうか。裁判所、裁判官は、これまではビデオリンク方式などで従来やってきたと聞いておるんですけども、そのやっぱり地域住民の普通の市民の気持ち、感性というものをどうして理解してもらえないんだらうかと。私は、大変今回の対応は、裁判所の対応は残念でなりません。

○浜田昌良君 もう時間で、終わりますが、今日いただいた御意見をしっかりと踏まえて今後の審議をしたいと思えます。

○委員長(芝博一君) 以上、浜田昌良君の質疑を終りました。

○委員長(芝博一君) 以上、江口克彦君。

○江口克彦君 みんなの党の江口克彦です。本日は、お忙しいところ、また遠いところからおいでいただいたり、いろいろと有益なお話を聞かせていただきましたありがとうございます。また、北橋市長にお伺いしたいんですけど、この法案で暴力団対策の法整備が大幅に私は進むと思うんですけども、更に暴力団対策をより万全にするにはどのようなことが必要なのか。実際に、今のお話ではありませんけれども、暴力団と向かい合つてと言つていいほどそういう毎日を過ごしておられると思いますので、どのようなことが必要なのか、ちょっとお伺いをしたいということですが、

あります。

それからもう一つ、ちよつと外れるかもしれませんが、暴走族OBや外国人の犯罪組織など暴力団以外の反社会的勢力に對しどのような対策を講じていくべきかということ、北橋市長、ちよつとお考えがあればお伺いしたいということがあります。

それから、疋田先生と小林先生にお伺いしたいのは、この改正法案が憲法違反の団体規制に踏み込んでおると、また、警察権限の肥大化を招く危険性が極めて強いというようなことを言う方もおられるようです。これは、法案には不当要求による被害防止のために必要な措置を講じるよう企業に求める規定がありまして、そうなるべくと、企業の方もそういう情報を得るためには警察OBを入れたいと対応できないんじゃないかと。そうなるべくと、また警察OBの天下り先を押し付けるとい、こういう内容にもなっているんじゃないかというようなことを言う方もおいてなんですけれども、この件に関して両先生の御意見をいただければと思います。

私の質問は以上です。

○委員長(芝博一君) それでは、まず北橋参考人、お願いいたします。

○参考人(北橋健治君) 平成二十三年で発砲事件は十八件、手りゅう弾事件は六件でした。そして、平成二十四年、発砲事件は三件、手りゅう弾事件は一件です。ほとんどが未解決でございます。この暴力団犯罪を考えると、県民、市民の切なる願いは、一日も早く容疑者を検挙してほしいということだと思います。検挙することがこの暴力団による発砲事件を抑止することにつながると多くの県民は感じております。

そういう意味からいたしますと、今回の暴対法改正は有力な大きな前進であると考えますが、やはり、新たな捜査手法というのは、これは憲法上の問題もあるかと思いますが、いろいろと難しい論点はあると思うんですが、現実問題として、捜査の現場にもう一度国会の先生方に注目をしたい

ただきまして、どうすればこの容疑者を検挙していけるかという、それはやはり僕は捜査手法の検討ということは避けられないと思っております。

それから、税のお話を申し上げましたけれども、やはり税、所得という立場から健全性を確保するといいますが、それは暴力団に對してのみならず重要なことでございますので、暴力団に對してもきちんとやってほしいというのが福岡県、私も自治体の共通の思いでございます。

そして、先生から今、青少年の対応でどうかというお考えでございましたが、実は、教育現場で、暴力団犯罪はいけないという教育というのは正面切つてはやってきませんでした。しかし、福岡県の暴力団排除条例、また、それぞれの自治体が市の条例を作りまして、以降、教育委員会におきまして、中学生や高校生の中でいじめや体験談を踏まえて子供たちに暴力団というのの加入しないように教育が始まつております。そのことはい定の手ごたえを教育現場では感じているということでございますので、一層努力をしたいと思っております。

○委員長(芝博一君) 続きまして、疋田参考人、お願いいたします。

○参考人(疋田淳君) 団体規制に踏み込むのではないかと御質問ですが、これはやはり法文をよく読んでいただいたら分かりますとおり、全て行為規制という観点から、今回の暴対法、以前の暴対法も全てそのような取組をしております。

暴力団そのものを非合法化する必要があるかどうかということに関してはたくさんの議論がありますし、実際問題、非合法化した場合に、それがどういう形で、今後実効性のある形で対応できるかという問題も実はありますので、この点に關しては、やっぱり慎重な判断、一足飛びに団体規制、非合法化ということとは私自身も考えてはおりません。

また、これも一部の方から批判されております、警察官僚の天下りじゃないのかということですが、

ございますけれども、事業者に対する責務規定というのは、先ほど申しましたように、あくまでもこれは努力規定として事業者に対して求めているわけです。また、事業者も社会の一員である以上、この暴力団を排除するということに関しては同じ地位にあると思うんです。

したがって、努力義務という形で今回入れるということに関しては問題ありませんし、また、そうすると、今委員御指摘のように、情報を取るために警察OBを入れないかならないんじゃないかという御指摘ですけれども、これは昨年十二月、警察庁の方から既に暴力団情報の外部通達に関する通達が、新しい通達が出ております。今までのような、警察はいわゆる求められたら情報を発信するというのを、これを百八十度転換して、自ら積極的に企業、市民に対して暴力団情報を発信すると、こういう取組をしております。ですので、いわゆるOBを入れないから情報が取れないと、そういうようなことはありません。こういう正しい運用をされたら、また暴追センターでもそのような運用をしております、そういうことで、OBを入れないければ情報が取れないというような制度設計にはなっておりませんので、この点の批判も当たらないんじゃないかというふうに考えております。

○委員長(芝博一君) 同じ質問で、小林参考人、お願いいたします。

○参考人(小林節君) 今回の法律、非常に細かいので読むのに苦労しましたけど、今、正田先生おっしゃったとおり、行為規制で、団体規制ではないと思います。

と同時に、理論の問題ですけど、日本国憲法の下で反憲法的団体は存在は許されない。つまり、反憲法的団体を結社の自由で保護する理由はない。これはドイツやアメリカの確立された判例ですから、要するに事実認定の問題です。それが反国家的団体であるという認定がきちんとできる限り、それはあり得ると思います。

それから、警察権力の拡大、警察利権の肥大化

という議論もよく聞くんですけど、それは必要に応じて警察に権限を、要は、警察権力の肥大化は必要だから起きているので、その肥大化を招いた人にそんな批判はされたくないわという議論なんですけれども、それから、警察OBだって死ぬまでは生きていくわけですから、人材として活用される場があればそれはそれでいいじゃないですかと私は思います。

○江口克彦君 ありがとうございます。

○委員長(芝博一君) それでは、以上をもつて江口克彦君の質疑を終了いたします。

次に、糸数慶子君。

○糸数慶子君 無所属の糸数慶子です。

今日は、本場に貴重な御意見を承りまして、お忙しい中、三参考人に改めて、限られた時間ではございますが、御質問させていただきたいと思っております。

まず、暴排条例で禁止されている暴力団への利益供与について、どこまでが利益供与に当たるか戸惑う企業が多いというふう聞いておりますが、企業の戸惑いに限らず、条例の課題に直面したと、それからこの条例の問題点についてどのように考えるか、改めて御三方にまず一番目にお伺いします。

次に、正田、小林両参考人にお伺いしたいと思います。本法案におきまして、国家公安委員会による指定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、周辺住民に代わり暴力団事務所の使用差止めを請求できることとする制度が新設されていますが、日弁連会長は、人格権という一身専属的権利を任意的訴訟担当という制度により授けられるかという疑問があるというその理由をおっしゃっており、この制度の導入について慎重を要するという声明を出しています。都道府県センターによる暴力団事務所使用差止め請求の制度についての考え、それをお二方にお伺いいたします。

そして、三丁目、最後でございますけれども、

これは御三方にお伺いいたしますが、暴力団から離脱した人への対応についてであります。暴力団を解体するためには、暴力団への規制強化だけでなく、暴力団から離脱した人又は離脱する意志を有する人へのケアも必要ではないかと考えます。この法律におきましては、第二十八条に離脱の意志を有する者に対する保護等についての規定が定められておりますが、このような人への施策の現状や問題点、それを国に求めること等についての考えはおありかどうか、お伺いいたします。

○委員長(芝博一君) それじゃ、以上三点の質問でございますが、それぞれ順番にお願いいたします。まず、北橋参考人。

○参考人(北橋健治君) 質問の趣旨をどれだけ理解しているかでありまして、利益供与の問題でありますけれども、自治体は、例えば市営住宅に入っている方には、暴力団組員をやめるかあるいは出ていただくかということを一一人人やっているんですけども、そのリストを直接持っているわけではないわけですね。やはり情報というのは、この実態を承知されている県警察当局と連携を取ることで、私たちが条例で定めた暴力団排除ということをしつかりと行うという手順でございます。

そういった意味では、暴力団にお金を出さない、暴力団を利用しない、暴力団を恐れないという、三ない主義と呼んで市民を挙げて暴追運動を展開しているわけでございますが、具体的にそういった密接交際の事実が指摘されるとか、そういった場合には指名停止といった処分を行うわけでございますが、福岡県警察と連携を密にいたしまして条例に沿って適切に事務を進めているところでございます。

離脱された元組員に対するケアをどうするかというのは、非常に重要な問題提起だと受け止めます。実際、私どもは、市営住宅に入っていないという方一人一人に組を抜けていただけないかというお話をしていくわけなんですけれども、なか

なかうまくいかなことも多々あるわけです。これは、県知事を始め関係者で、よく行政同士で話をするんですが、やっぱり暴力団をやめた後に、それから職を得て生活をしていけるようなケア、配慮というのは大事な課題だというふうに認識を持っております。

北九州市は、実は法務省の、刑務所を出られた方の社会復帰を助ける公的施設を日本で初めて受け入れた地域でございます。実は非行少年もそうなんですけれども、立ち直りを支えていこうという市民団体は非常に強く市民社会に根付いております。したがって、そういった方、やはり経営者の方の御理解もいただかないと就職口が見付かりませんので、そういった非常に温かいお気持ちを持って更生を手助けする方々もいますので、今日の先生の問題提起を受けまして、改めて、帰りました、そういった経営者の方々との連携も考えながら、ケアの問題も具体化をしていきたいと思っております。

○委員長(芝博一君) 続きまして、正田参考人、お願いいたします。

○参考人(正田淳君) 利益供与の問題でございますけれども、これは本法、暴対法の問題ではなくて、暴排条例上の事業者に対する利益供与禁止という問題だろうと思っております。その中で、告発案件、公表案件、多々出てきております。何が利益供与で何が利益供与ではないのか。つまり、例えば本場に小さな店舗の方が、たまたま来たお客さんに対して、あなた暴力団ですかというふうなことを本場にできるんですかというふうなことがありますが、これはやはり条例等をよく読んでいただいたら分かりますように、あくまでもできないことを事業者に対して求めているわけではございません。暴力団員であることを知って、そしてその行い取引行為が暴力団の威力を助長する、そういうことがあって初めて利益供与違反となるわけですので、必ずしも事業者に対して過度なものを与えているというふうには思いま

せんし、今後、実例やまた都道府県のQアンドA等で事業者に対してこういう事例が利益供与になりやすという点を積極的に発出していけば、おのずと分かっていただけののではないかというふうに思います。

適格団体のいわゆる任意的訴訟担当という問題に關しましては、これは言わば一身専属的なものであつてなじまないというような見解を私は私ども日弁連の方が出しておりますけれども、この点に關しましては、既に民事訴訟法学者において、一身専属的なものであつても、これはこのような団体訴訟に、いわゆる授權団体という形で行うことは可能であるという、いわゆる法理論的な問題点はクリアされているというふうに私どもも理解しております。

最後に、離脱支援でございますが、これはやはり何よりも経済状況が一番大きな背景にあることかと思ひますので、やはり経済状況をきちつと好転させ、そして本人の強い意志の下に、行政を含めて、地域含めて支援していくことが必要だと思ひます。我々日弁連民暴委員会もこの離脱者支援というのは非常に大事なものと考へておりますので、今後とも研究をして行政と一緒に対応していきたいというふうに考へております。

○委員長(芝博一君) 続きまして、小林参考人、お願いいたします。

○参考人(小林節君) 条例が全国的に完備したとき、私は印象として、ちよつとこれやり過ぎかなと思つたんですけれども、ただ、何というか、排除しなきゃならない危険が現にそこにあるという実態からしますと、国家として強い意思を示すことに意味があつたんだと思ふんですね。ですから、あとは現場での試行錯誤の中で徐々に出つ張りやへつこみを直していく、もう今回の法改正もそうですけど、そういうことの繰り返して完成されていくもので、流れとしては私は賛成、今しております。

それから、例の訴訟の代理の問題ですけど、これももう民訴だという、こう決め付けなくたって私

いいと思ふんです。つまり、守っているものは個々の個人の人格権と言うから弁護士立てなきゃと、それもしかも制度として弁護士使うことになつていますし、これは言わば刑事訴訟ではないとしても行政訴訟、つまり公益の代言人がいていいと思ふんですね。これはもう地域社会の安全という、個人を超えた公益を守るための闘いで、そのために個人が民訴の形で矢面に立つて弾ぶち込まれたりするのは理不尽ですから公権力が盾で入るといふ、つまり、中間形態の訴訟が始まつたと思へば理解できるわけで、既存の民事訴訟法という枠だけじゃなくて、民事訴訟と行政訴訟と刑事訴訟の中間地帯が生まれた。そこにはむしろ、だつて刑事訴訟だつて、被害者が訴えずに、被害者に代わつて公益の代表の検察官が訴えてくれる、だから被害者、関係者は安全なわけでありますから。

そういう時代の中で変化した訴訟形態と御認識なさればいいんじゃないでしょうか。それを国会がそう決めてしまえばそれでいいわけでありますから。これ自体、憲法違反でも何でもないと思ひます。

それから、暴力団離脱者のケアの問題、私にとつて一番触れてはならぬ、つまり、お付き合いはまずないし、それから行政経験もないですから、一番私は答える能力を持つておりませんので、これは下手なことを言つて失礼になつてもいいかもしれません、返答を辞退させていただきます。

○糸数慶子君 終わります。

○委員長(芝博一君) 以上をもつて糸数慶子君の質疑を終了いたします。

以上で参考人に対する質疑は終了をいたしました。参考人の方々に一言御挨拶を申し上げます。本日は、長時間にわたり御出席を賜り、貴重な御意見を述べいただき誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて散会といたします。
午前十一時三十分散会

六月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、税と社会保障の共通番号制度を中止すること等に関する請願(第一四六〇号)

一、戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願(第一四八六号)(第一四八七号)(第一四八八号)(第一四八九号)(第一四九〇号)(第一四九一号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願(第一五四二号)(第一五四九号)

第一四六〇号 平成二十四年六月一日受理
税と社会保障の共通番号制度を中止すること等に関する請願

請願者 千葉県白井市池の上二ノ一三ノ九 牧本今朝吉 外二千二百三十四名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一四八六号 平成二十四年六月五日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 岐阜県可児市広見六七八ノ六 太田 艶子 外三百九十二名

紹介議員 井上 哲士君
政府は戦時慰安婦問題は決着済みとして法的責任を拒否しているが、多くの被害者及び被害国政府は、そうした態度を受け入れていない。二〇一一年九月、韓国政府は、「政府が慰安婦問題解決に關して日本政府と外交交渉をしないのは憲法違反である」との韓国憲法裁判所決定を受け、日本に對して政府間協議を申し入れた。しかし、政府は韓国政府の協議要求に応じていない。政府が道義的責任を果たすとして始めた「女性のための

アジア平和国民基金」は、韓国、フィリピン、中国、台湾、北朝鮮など多数の被害女性の尊厳を回復するものではなく、多くの関係者に拒否されたまま償い金事業は終了、基金は二〇〇六年度をもって解散した。慰安婦裁判は次々と敗訴し、被害者の救済と名誉回復のめどは立っていない。政府は、国連人権委員会・理事会、国連人権規約委員会、ILOから再三、慰安婦問題の解決を促す勧告を受け、二〇〇七年には、アメリカ、オランダ、カナダ、EU議会で同趣旨の決議が採択された。二〇〇九年には国連女性差別撤廃委員会から「被害者への補償、加害者処罰、一般の人々に対するこれらの犯罪に関する教育を含む永続的解決への緊急な努力」を再度勧告されている。政府がこれ以上こうした国際世論にこたえず、責任ある対応を拒否し続け、侵略戦争によつて人間の尊厳と女性の人権を極限まで踏みじつた慰安婦問題を放置したままでは、アジアや世界において諸国民との信頼を築き、名譽ある地位を占めることを目指す日本国憲法の精神を達成することはできない。慰安婦問題解決のための法律制定により公式謝罪、補償など最終解決を行い、次世代への正しい歴史教育を行うことは、国際的責務である。

ついては、次の事項について実現を図られた。
一、法律制定により「戦時慰安婦」問題の最終解決を行うこと。

第一四八七号 平成二十四年六月五日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 滋賀県大津市稲津三ノ二一ノ一 久留原志美 外三百九十二名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。
第一四八八号 平成二十四年六月五日受理
戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に關す

る請願

請願者 札幌市豊平区月寒西一条七ノ九ノ

一五 伊藤裕子 外三百九十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一四八九号 平成二十四年六月五日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 東京都中野区若宮二ノ二六ノ二

二 吉川敬子 外三百九十六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一四九〇号 平成二十四年六月五日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 さいたま市西区指扇四二八ノ九

和田知子 外三百九十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一四九一号 平成二十四年六月五日受理

戦時性的強制被害者問題解決促進法の制定に関する請願

請願者 神戸市東灘区森北町四ノ八ノ一

三 香山恵利子 外三百九十二名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一五四二号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 札幌市手稲区前田八条一八ノ一四

ノ一二 合羽井享 外四千六百三十名

紹介議員 紙 智子君

東日本大震災は、未曾有の被害と原発事故をもたらし、避難した人たちは住み慣れた地に戻るめ

どすら立っていない。追い打ちをかけるように、

全国各地で相次いで豪雨災害に見舞われ、日本は

災害列島と呼ばれるほど、どこで暮らしていても

自然の脅威にさらされている。東海・東南海・南

海地震などの大規模地震も切迫しており、国民の

安全・安心を守るための防災やインフラ整備は緊

急な国民的課題となっている。こうした災害を未

然に防止・軽減するためには、河川・道路・港湾

などの社会資本の維持管理やその役割を担う地域

建設業の役割が欠かせない。現在の社会資本は、

戦後の高度経済成長期に多くが建設され、老朽化

が著しく、放置すれば、国民生活の安全・安心に

影響を及ぼしかねない。耐用年数が経過した施設

の更新には年間約二十兆円もの費用が必要とさ

れ、財政難の中では、今後、計画的な維持管理を

施して、新規構造物よりも既存施設を長持ちさせ

ていく方向に公共事業を転換させる必要がある。

同時に、防災や施設の維持管理の最前線に立つ地

域建設業を、その担い手にふさわしく再生しなけ

ればならない。地域社会を支えてきた地域建設業

は、生活・防災予算の抑制や競争激化により、産

業自体が消滅しかねない重大な危機に陥っている。

しわ寄せは、企業の存続だけでなく、技術の

継承や建設労働者の確保困難などに及び、建設業

の基盤が崩壊し始めており、全国各地で地域の安

全・安心が守られない事態が広がっている。

ついで、次の措置を採られたい。

一、被災地の復興、公共事業を防災・生活・環境

保全優先に転換すること。

1 国の責任を放棄し、国民の安全・安心を切

り捨てる、十分な財源の確保を伴わない「地

方分権」や「道州制」を行わないこと。

第一五四九号 平成二十四年六月七日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 川崎市中原区木月四ノ五九ノ二

山川秀史 外二千五百五十二名

紹介議員 水戸 将史君

この請願の趣旨は、第一五四二号と同じである。

六月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、税と社会保障の共通番号制度を中止すること

と等に関する請願(第一五五二号)(第一五五

三三三)(第一五五四号)(第一五五五号)(第一五

五六号)(第一五五七号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や

道州制を行わないことに関する請願(第一五

五八号)(第一五五九号)(第一五六〇号)(第一

六四六号)

一、子ども・子育て新システムを導入しないこ

とに関する請願(第一六六一号)(第一六六二

号)(第一六六三三)(第一六六四四)(第一六六

五五)(第一六六六号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や

道州制を行わないことに関する請願(第一六

六七七)

一、子ども・子育て新システムの撤回に関する

請願(第一六六八号)

一、北海道の国の出先機関と独立行政法人の体

制・機能の充実に係る請願(第一七〇二二)

一、鳥取県における国の出先機関と独立行政法

人の体制・機能の充実に係る請願(第一七

〇七号)

一、沖縄県内の国の出先機関と独立行政法人の

体制・機能の充実に係る請願(第一七〇八

号)

一、国の出先機関の原則廃止の撤回、行政組織

体制の拡充に関する請願(第一七〇九号)

一、税と社会保障の共通番号制度を中止するこ

と等に関する請願(第一七一七号)

一、パチンコ店における出玉の換金行為を完全

に違法化すると同時に、カジノ法の創設とカ

ジノ特別区域の整備に関する請願(第一七一

八号)

一、保育を産業化する子ども・子育て新システ

ム関連法案の撤回に関する請願(第一七一九

号)

一、九州地方の国の出先機関と独立行政法人の

体制・機能の充実に係る請願(第一七二〇

号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や

道州制を行わないことに関する請願(第一七

二二二)(第一七二二三)

一、国の出先機関と独立行政法人の充実に関す

る請願(第一七二三三)

一、近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の

体制・機能の充実に係る請願(第一七二四

号)

一、四国地方の国の出先機関と独立行政法人の

体制・機能の充実に係る請願(第一七二五

号)

一、中部地方の国の出先機関と独立行政法人の

体制・機能の充実に係る請願(第一七七七

号)

一、保育を産業化する子ども・子育て新システ

ム関連法案の撤回に関する請願(第一七八六

号)(第一七八七七)(第一七八八八)(第一七八

九九)(第一七九〇号)

一、国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や

道州制を行わないことに関する請願(第一七

九一一)(第一七九二二)(第一七九三三)(第一

七九四四)

第一五五二号 平成二十四年六月八日受理

税と社会保障の共通番号制度を中止すること等に関する請願

請願者 京都府舞鶴市岡田由里七九九 竹

ノ内雅幸 外五千八百二十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一五五三三 平成二十四年六月八日受理

税と社会保障の共通番号制度を中止すること等に関する請願

請願者 広島県三次市十日市東一ノ六ノ一

五 寺重佳代子 外五千八百二十五名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一五五四号 平成二十四年六月八日受理
税と社会保障の共通番号制度を中止すること等に関する請願

請願者 札幌市豊平区月寒東二条一ノ七ノ一
一ノ七二九 伊藤 一郎 外五千八百二十五名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一五五五号 平成二十四年六月八日受理
税と社会保障の共通番号制度を中止すること等に関する請願

請願者 千葉県木更津市高砂一ノ七ノ二
一 佐久間志津子 外五千八百二十五名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一五五六号 平成二十四年六月八日受理
税と社会保障の共通番号制度を中止すること等に関する請願

請願者 宮城県名取市手倉田字堰根四三三
ノ二〇六 藤原純子 外五千八百二十五名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一五五七号 平成二十四年六月八日受理
税と社会保障の共通番号制度を中止すること等に関する請願

請願者 大阪府松原市天美西三ノ二〇九ノ二
二七 高橋裕和 外五千八百二十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第一五五八号 平成二十四年六月八日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 大阪府枚方市西牧野三ノ一ノ二
三 伊藤正一 外四百三十五名

紹介議員 梅村 聡君
この請願の趣旨は、第一五四二号と同じである。

第一五五九号 平成二十四年六月八日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 兵庫県宝塚市中筋七ノ七七ノ二〇
四 加藤実 外四千九十四名

紹介議員 鴻池 祥肇君
この請願の趣旨は、第一五四二号と同じである。

第一五六〇号 平成二十四年六月八日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 埼玉県所沢市上新井四ノ七九ノ五
賀数純一 外五千百名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一五四二号と同じである。

第一五六六号 平成二十四年六月八日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 沖縄県宜野湾市志真志四ノ八ノ一
二 東江冬喜 外四千四百四十九名

紹介議員 糸数 慶子君
この請願の趣旨は、第一五四二号と同じである。

第一六六一号 平成二十四年六月十一日受理
子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

名 紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第一六六二号 平成二十四年六月十一日受理
子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 滋賀県栗東市糺五ノ一ノ二八 村
井加代子 外九万三千三百十五名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第一六六三号 平成二十四年六月十一日受理
子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 福島市南沢又字上並松三三ノ一
三 安彦裕一 外九万三千三百十五名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第一六六四号 平成二十四年六月十一日受理
子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 東京都足立区平野三ノ二ノ九 大
野光子 外九万三千三百十五名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第一六六五号 平成二十四年六月十一日受理
子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 埼玉県熊谷市上之一、八七四ノ
四 藤野浩一 外九万三千三百十五名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第一六六六号 平成二十四年六月十一日受理

子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願

請願者 高知県南国市後免町一ノ七ノ一
八 溝渕優子 外九万三千三百十五名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第一六六七号 平成二十四年六月十一日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 茨城県つくば市吾妻二ノ九〇八ノ
三〇三 勝俣圭一 外二千二百六十九名

紹介議員 岡田 広君
この請願の趣旨は、第一五四二号と同じである。

第一六六八号 平成二十四年六月十一日受理
子ども・子育て新システムの撤回に関する請願

請願者 埼玉県加須市串作一二九ノ七 鈴
木真範 外四千四百九十九名

紹介議員 西田 実仁君

「子ども・子育て新システム」は、その制度の仕組みを改め、国及び市町村の関与（責任と義務を形骸化し、企業等の参入を積極的に進めようとする仕組みである。企業の参入は、乳幼児の保育の在り方を大きく変容させ、利益追求を目的とした保育の産業化を加速させることになる。これまでの保育の積み重ねの中で乳幼児と接するにはゆとりとした時間が必要であり、無駄に思えることもおろそかにしないことが保育の要諦であることを学んできた。しかし、保育の産業化はそれと逆行したものであり、このまま「子ども・子育て新システム」が実現すると、乳幼児の保育の質が大きく低下することになる。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、「子ども・子育て新システム」を撤回し、児童福祉法第二条（国と自治体の児童育成の責任）

児童福祉法第二十四条(市町村の保育実施義務)を遵守すること。

二、乳幼児の保育は「子供の最善の利益」の実現を目的としているため公共性が不可欠であり、「営利」を目的とした企業等の参入を行わないこと。

第一七〇二号 平成二十四年六月十一日受理
北海道の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願
請願者 北海道千歳市富士二ノ六ノ一四
佐藤敏行 外八百十二名

紹介議員 徳永 エリ君
この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。

第一七〇七号 平成二十四年六月十一日受理
鳥取県における国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願
請願者 鳥取市国府町宮下一、一四七 松田健太郎 外四十四名

紹介議員 浜田 和幸君
様々な政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けている。また、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視され、東北地方太平洋沖地震の発生により地震活動の活発化も指摘されており、社会生活への不安は増すばかりである。こうした中で国に求められることは、地方自治体と共同し、国民・住民の生命を守り安全・安心を確保する責任と役割を發揮することである。しかし政府は、地域主権改革や独立行政法人の抜本的な見直しを進め、二〇一〇年十二月に閣議決定した「アクション・プラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、今通常国会に国の出先機関の原則廃止のための法案を提出しようとしており、独立行政法人の削減のための法案は提出した。鳥取労働局や鳥取地方方法務局、中国地方整備局、中国運輸局など国の出先機関や独立行政法人は、暮らして雇用、

安全・安心の確保など国民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため配置されている。これらの廃止・削減は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支える国の責任を果たすこと。

二、国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を拡充すること。

第一七〇八号 平成二十四年六月十一日受理
沖縄県内の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願
請願者 沖縄県糸満市西崎町三ノ七ノ三 長谷川淳一 外三百九十九名

紹介議員 糸数 慶子君
様々な政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けている。また、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視され、東北地方太平洋沖地震の発生により地震活動の活発化も指摘されており、社会生活への不安は増すばかりである。こうした中で国に求められることは、地方自治体と共同し、国民・住民の生命を守り安全・安心を確保する責任と役割を發揮することである。しかし政府は、地域主権改革や独立行政法人の抜本的な見直しを進め、二〇一〇年十二月に閣議決定した「アクション・プラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、今通常国会に国の出先機関の原則廃止のための法案を提出しようとしており、独立行政法人の削減のための法案は提出した。沖縄総合事務局の開発建設部(国土交通省所管)・地方整備局の役割)及び経済産業部(経済産業省所管)・地方経済局の役割)など国の出先機関や独立行政法人は、暮らしや雇用、安全・安心の確保など沖縄県民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため配

置されている。これらの廃止・削減は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支える国の責任を果たすこと。

二、国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を拡充すること。

第一七〇九号 平成二十四年六月十一日受理
国の出先機関の原則廃止の撤回、行政組織体制の拡充に関する請願
請願者 青森市羽白沢田六五ノ一 檜山康博 外六百名

紹介議員 紙 智子君
東日本大震災から一年が経過した。震災発生直後から国の出先機関は、被災地の復旧に大きな役割を果たしており、この大震災を通じて出先機関の重要性が明らかに、被災地の基礎自治体からは更なる拡充の声が上がっている。しかし、国は出先機関を原則廃止し、基礎自治体への権限移譲を強行しようとしている。関西広域連合や九州知事会は地方整備局・経済産業局・環境事務所を先行して移譲させようとしている。出先機関の廃止や権限移譲は、国民が健康で文化的な最低限度の生活水準を保障する憲法第二十五条に反するものであり、国の責任を放棄するものである。東日本大震災の経験を踏まえ、国の出先機関の組織体制及び機能の拡充を求める。

については、次の措置を採らねたい。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支えるため国の責任を果たすこと。

二、行政サービスを持続向上させるため、国の出先機関の原則廃止を撤回し、体制・機能の充実を図ること。

第一七一一号 平成二十四年六月十二日受理
税と社会保障の共通番号制度を中止すること等に

関する請願

請願者 東京都羽村市神明台一ノ一七ノ三 平井豊 外三千三百三十四名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一七一八号 平成二十四年六月十二日受理
パチンコ店における出玉の換金行為を完全に違法化すると同時に、カジノ法の創設とカジノ特別区域の整備に関する請願
請願者 山口県山陽小野田市北電王町一六ノ二九 宗安力 外一名

紹介議員 森田 高君
この請願の趣旨は、第一〇三二号と同じである。

第一七一九号 平成二十四年六月十二日受理
保育を産業化する子ども・子育て新システム関連法案の撤回に関する請願
請願者 東京都世田谷区北島山二ノ一〇ノ一ノ一〇五 清水頼子 外四万五千五百六十四名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一七二〇号 平成二十四年六月十二日受理
九州地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願
請願者 宮崎県日南市木山一ノ九ノ一二 井上純仁 外五百六十六名

紹介議員 松下 新平君
この請願の趣旨は、第一三二〇号と同じである。

第一七二二号 平成二十四年六月十二日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願
請願者 さいたま市北区土呂町二ノ一九ノ一二ノ三〇一 西村丈二 外七千四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一五四二号と同じである。

第一七二三号 平成二十四年六月十二日受理

国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 大阪府貝塚市二色二ノ一二ノ五ノ

三〇一 水野義久 外七千二百九十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一五四二号と同じである。

第一七二三号 平成二十四年六月十二日受理

国の出先機関と独立行政法人の充実に関する請願

請願者 東京都墨田区東向島四ノ三二ノ

七 山口景 外七百五十七名

紹介議員 田村 智子君

東日本大震災の大地震と大津波は想像をはるかに超える甚大な被害をもたらした。被災地での救助活動、住宅や食糧対策、雇用や健康問題、道路や通信などライフラインの復旧等に向けて、国の役割と責任の重さが浮き彫りになった。また、様々な政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、貧困と格差が大きな問題となっており、様々な地域で社会生活への不安が広がっている。こうした下で、国の出先機関や独立行政法人は、国民・住民の命と暮らしを守るため日夜奮闘している。政府は地域主権改革や独立行政法人改革の名で国の出先機関廃止のための法案を今国会に提出しようとしており、独立行政法人を削減するための法案は提出したが、国民・住民の安心・安全を脅かすものである。各地の地方整備局や経済産業局、ハローワーク、法務局、環境事務所などの国の出先機関や独立行政法人は、憲法第二十五条の国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障するという仕事を果たす責任がある。

一、国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を

拡充すること。

第一七二四号 平成二十四年六月十二日受理

近畿地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願

請願者 大阪府阿倍野区旭町二ノ一ノ二ノ

三〇二 徳道光宏 外千七名

紹介議員 山下 芳生君

様々な政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がっている。また、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視され、東北方太平洋沖地震の発生により地震活動の活発化も指摘されており、社会生活への不安は増すばかりである。こうした中で国に求められることは、地方自治体と共同し、国民・住民の生命を守り安全・安心を確保する責任と役割を発揮することである。近畿地方でも昨年九月の台風十二号によつて紀伊半島を中心とした地域で甚大な被害が発生したが、近畿地方整備局を始めとする多くの国の出先機関が被災地での復旧・復興に向けた活動を展開している。しかし政府は、地域主権改革や独立行政法人の抜本的な見直しを進め、二〇一〇年十二月に閣議決定した「アクション・プラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、今通常国会に国の出先機関の原則廃止のための法案を提出しようとしており、独立行政法人の削減のための法案は提出した。また関西広域連合は、近畿地方整備局や近畿経済産業局、近畿地方環境事務所の「丸ごと移管」を政府に申し求めている。近畿地方整備局や近畿経済産業局など国の出先機関や独立行政法人は、暮らしや雇用、安全・安心の確保など近畿地方の住民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため配置されている。これらの廃止・削減は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

一、国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を

一、国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支える国の責任を果たすこと。
二、国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を拡充すること。

第一七二五号 平成二十四年六月十二日受理

四国地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願

請願者 徳島県美馬市脇町北庄一、三七一

ノ一 大島裕 外六百七十四名

紹介議員 山下 芳生君

様々な政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がっている。また、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視され、東北方太平洋沖地震の発生により地震活動の活発化も指摘されており、社会生活への不安は増すばかりである。こうした中で国に求められることは、地方自治体と共同し、国民・住民の生命を守り安全・安心を確保する責任と役割を発揮することである。四国地方は自然豊かな地域であるが、これまで津波や大雨によつて甚大な被害を受けている。また、人口減と高齢化が全国に先んじており、地方を守るために自然災害対策と過疎・高齢化の課題に対する国としての行政が必要不可欠である。しかし政府は、地域主権改革や独立行政法人の抜本的な見直しを進め、二〇一〇年十二月に閣議決定した「アクション・プラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、今通常国会に国の出先機関の原則廃止のための法案を提出しようとしており、独立行政法人の削減のための法案は提出した。このような動きを受け、四国知事会では、二〇一三年秋までに四国広域連合を設置した上で、四国経済産業局の二〇一四年度中の移管を求めることで合意しているが、経済産業局は、地方経済の振興のため全国規模の広い視野に立つて産業政策を担い、今回の震災においても復興に欠かすことのできない経済的支援策を進めている。四国経済産業局や四国地方

一、国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を

整備局など国の出先機関や独立行政法人は、暮らしや雇用、安全・安心の確保など四国地方の住民の基本的な人権を支える国の責任と役割を果たすため配置されている。これらの廃止・削減は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障する国の責任を放棄することにほかならない。

一、国民の暮らしや雇用、地域の安全・安心を支える国の責任を果たすこと。
二、国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を拡充すること。

第一七七号 平成二十四年六月十二日受理

中部地方の国の出先機関と独立行政法人の体制・機能の充実に関する請願

請願者 岐阜県安八郡安八町東結一六〇

岡田好春 外二千六百六十六名

紹介議員 渡辺 猛之君

東日本大震災からの復旧・復興が進まない中、東海・東南海・南海地震や、首都直下型地震等による更なる地震災害の発生が懸念されている。また、近年の気候変動に伴うゲリラ豪雨や、台風被害も毎年のように全国各地で発生している。それに加えて長引くデフレ経済下で、暮らしや雇用も破壊され、国民の安全・安心な社会生活が脅かされている。東日本大震災では直後から地方整備局が地方自治体などと一体になって救援活動に当たり、経済産業局や労働局などの国の出先機関も全国展開された組織であるメリットをいかし迅速な支援を行った。大規模災害から国民の生命や暮らしを守るには、国が責任を持つて対処できる体制が必要であることが東日本大震災からの教訓である。しかし政府は地域主権改革を進め、二〇一〇年十二月に閣議決定した「アクション・プラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、今通常国会に国の出先機関の原則廃止のための法案を提出しようとしており、独立行政法人の削減のための法案は提出した。地域主権改

一、国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を

革を進め出先機関を廃止しても真の地域主権が実現するわけではなく、国民の安全・安心や健康で文化的な最低限度の生活の水準を保障する国の責任放棄が進み、財政力の乏しい地域では福祉や教育等の住民サービスも切り捨てられることが懸念される。また独立行政法人の削減も、国の責任で行うべき行政サービスが切り捨てられることになる。地方整備局、経済産業局、労働局などの国の出先機関や国立病院、自動車検査法人などの独立行政法人の体制と機能を充実するよう求める。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、国民の暮らしや雇用を守り、地域の安全・安心を支えるため、国が責任を果たすこと。

二、国の出先機関と独立行政法人の体制・機能を充実させること。

第一七八六号 平成二十四年六月十二日受理
保育を産業化する子ども・子育て新システム関連法案の撤回に関する請願

請願者 長野県佐久市八幡六八三ノ一 古川美代子 外四万五千六百四十四名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一七八七号 平成二十四年六月十二日受理
保育を産業化する子ども・子育て新システム関連法案の撤回に関する請願

請願者 広島県東広島市西条町郷曾三四五ノ一四 山中徳子 外四万五千六百一十四名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一七八八号 平成二十四年六月十二日受理
保育を産業化する子ども・子育て新システム関連法案の撤回に関する請願

請願者 北海道岩見沢市志文町一五八ノ二七ノ二 野上徹哉 外四万五千六百

十四名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一七八九号 平成二十四年六月十二日受理
保育を産業化する子ども・子育て新システム関連法案の撤回に関する請願

請願者 札幌市南区真駒内泉町三ノ一ノ五ノ一〇四 渡邊央人 外四万五千六百四十四名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一七九〇号 平成二十四年六月十二日受理
保育を産業化する子ども・子育て新システム関連法案の撤回に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市羽曳が丘西五ノ二ノ一八 渡辺亮太 外四万五千六百一十四名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一〇八〇号と同じである。

第一七九一号 平成二十四年六月十二日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 愛知県知多市新知字仲田三九ノ五ノ一〇二 田中一成 外千九百五十九名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一五四二号と同じである。

第一七九二号 平成二十四年六月十二日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 富山市月岡町五ノ一四六 田村真美 外千九百五十九名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一五四二号と同じである。

第一七九三号 平成二十四年六月十二日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 札幌市豊平区月寒東二条一ノ七ノ一ノ七二九 伊藤一郎 外千九百五十九名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一五四二号と同じである。

第一七九四号 平成二十四年六月十二日受理
国民の安全・安心を切り捨てる地方分権や道州制を行わないことに関する請願

請願者 札幌市南区南沢五条二ノ八ノ二八 池田恵美子 外千九百五十九名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一五四二号と同じである。

平成二十四年六月二十八日印刷

平成二十四年六月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D